

委員会および各部会の状況 (提言とりまとめ以降)

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。
- ・ ▲印は、前回の第 18 回委員会以降に開催された会議です。

(1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/17 : 第 16 回委員会 提言とりまとめ
- 1/18 : 提言説明会
- 1/24 : 運営会議
- 1/24 : 第 17 回委員会 (拡大委員会) : 河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料 (第 1 稿)」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 1/29 : 第 21 回琵琶湖部会 : 「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料 (第 1 稿)」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 2/1 : 全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/6 : 運営会議
- 2/20 : 運営会議
- * 2/24 : 第 18 回委員会 : 「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料 (第 1 稿)」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- *▲2/24 : 第 1 回住民参加部会 : 説明資料に関する意見交換、住民参加の提言に関する意見交換
- *▲3/8 : 第 1 回治水部会 : 説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- *▲3/8 : 第 1 回利水部会 : //
- *▲3/8 : 第 1 回環境・利用部会 : //
- *▲3/10 : 運営会議

(* は 3 頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい)

(2) テーマ別部会の設立について

第 18 回委員会 (1/24) においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第 19 回運営会議 (2/6) にて、4 つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第 19 回委員会 (2/24) にて決定された。

(3) 今後の予定

- | | |
|------------------|--|
| < 委員会 > | < 部会 (次回予定のみ記載) > |
| 3/27 : 第 19 回委員会 | 4/10 : 第 3 回治水部会 |
| 4/21 : 第 20 回委員会 | 第 3 回環境・利用部会 |
| 5/16 : 第 21 回委員会 | 4/11 : 第 3 回住民参加部会 |
| 6/27 : 第 22 回委員会 | 4/14 : 第 3 回利水部会 (注 : 4/8 に第 3 回部会が開催される可能性有。本日部会にて決定予定) |

委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

< 運営会議 >

第 21 回運営会議(2003. 3. 10 開催)結果報告	3
--------------------------------------	---

< 委員会 >

第 18 回委員会(2003. 2. 24 開催)結果概要(暫定版)	5
--	---

< 環境・利用部会 >

第 1 回部会(2003. 3. 8 開催)結果概要(暫定版)	11
---------------------------------------	----

< 治水部会 >

第 1 回部会(2003. 3. 8 開催)結果概要(暫定版)	15
---------------------------------------	----

< 利水部会 >

第 1 回部会(2003. 3. 8 開催)結果概要(暫定版)	19
---------------------------------------	----

< 住民参加部会 >

第 1 回部会(2003. 2. 24 開催)結果概要(暫定版)	22
--	----

開催日時：2003年3月11日（月） 17:00～18:50

場 所：ホテルグランヴィア京都 5階 草子の間

参加者数：委員6名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、治水部会長、住民参加部会長代理） 河川管理者3名

1 検討内容および決定事項

①テーマ別部会の開催状況の確認

②原案審議の進め方について

- ・ 河川管理者は説明資料（第1稿）の次の版をいつ出せるのか。早く出して頂きたい。また、水需要やダムについて、見直しのスケジュール、考え方を出してほしい。
→水需要の精査について、3/27には何らかのデータを出すように取り組んでいる。ダムについては、それぞれのダムの事情があるので、一度にすべて提示することは難しいが、4/21の委員会で提示できるように取り組んでいる。（河川管理者）
→4/21にダムについて資料が出されることを前提に考えたい。（委員長）
- ・ 河川管理者は、提言を具体的に整備計画に反映するにあたり、実現可能な部分と不可能な部分はどこかなど、原案作成の根幹となる考えを委員会や部会に投げかけてほしい。
- ・ 第23回委員会は、7月上中旬に開催する方向で調整する。

③テーマ別部会について

- ・ 当初予定の通り、第20回委員会（4/21）に部会としての意見をとりまとめて提出頂く。「原案について、提言の考え方に基づいた議論すべき論点のとりまとめ」と「問題提起」を行って頂く。
- ・ 短期間で議論を進める必要があるため、テーマ別部会の部会長は主導的に部会運営を行ってほしい。（委員長）
- ・ 第2回部会（3/27）では、部会長が論点を示し、それをもとに議論を進める。部会長は委員からの論点案や意見も参考にして論点を作成し、できるだけ事前に河川管理者にも知らせる。
- ・ 第20回委員会（4/21）にてダムに関する説明資料が出される予定であるため、ダムについては4/21以降継続して議論する。
- ・ 第2回部会（3/27）以降、4/21までにそれぞれ2回程度の会議が予定されている。4月中に集中して開催されるため、できるだけ同じ日に2部会程度を連続開催する方向で調整する。
- ・ 有馬委員からの住民参加部会への委員就任願いが了承された。第19回委員会（3/27）での承認を経て就任いただく予定。

④3/27の委員会、部会の内容について

- ・ 各テーマ別部会で、主要論点に関する議論を行った後、委員会で情報共有を行う。
- ・ 環境・利用部会の検討班については、公開する方向で宗宮部会長と調整する。

⑤委員の追加

- ・ 追加委員候補であった寺西氏（専門：環境経済学）に内諾頂いたため、第19回委員会（3/27）での承認を経て委員に就任頂く。行政法を専門とする委員については、引き続き依頼する。

⑥一般意見への対応

- ・ 一般から寄せられた意見に対する考え方を示した冊子「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論および考え方」（案）については、担当者が修正後、芦田委員長の最終確認を経て一般に配布する（現在、担当者の修正反映作業中）。
- ・ 上記の冊子について、委員から「少年野球の子供たちには委員会として別途返答してはどうか」という提案があり、検討の結果、「一部の方や団体に他と異なる対応をするのは止めた方が良い」との理由で、他の意見応募者と同等に扱うこととなった。

⑦その他

- ・ 河川管理者より、4月以降の運営体制及び庶務委託先に関する検討の要請があり、検討の結果、現体制を継続することとなった。

2 今後のスケジュール

- ・ 次回運営会議は4/17（木）18:00～20:00に開催する。また、第23回運営会議を5月に、第24回運営会議を6月に開催する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）

03.3.7 庶務作成

開催日時：2003年2月24日（月） 13:30～17:00

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

参加者数：委員41名、河川管理者19名、一般傍聴者246名

1 決定事項

- ・原案審議の進め方について、以下のスケジュールが確認された。
 - 2月～4月下旬：テーマ別部会が主となって意見交換
 - 4月下旬～6月：地域別部会で意見交換
 - 7月：意見書とりまとめ
- ・テーマ別部会の委員構成が決定した。なお、委員構成案（資料5-1参照）に一部変更（村上委員の所属を環境・利用部会から住民参加部会に変更）を加えた。
- ・テーマ別部会の設置に伴う規約改正（案）（資料5-2参照）が承認された。
- ・テーマ別部会の部会長が互選により、宗宮委員（環境・利用部会）、今本委員（治水部会）、池淵委員（利水部会）、三田村委員（住民参加部会）に決定した。

2 審議の概要

①委員会、各部会からの状況報告

資料1「委員会および各部会、WGの状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

②河川管理者からの説明と委員との質疑応答

河川管理者から資料2-1「『淀川水系河川整備計画原案』の構成（案）」、資料2-3-1・資料2-3-2「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問の回答」を用いて説明が行われた。資料2-3-1、2-3-2については、全体に関することを中心に回答が説明された。その後、委員から主に回答に対する再質問や確認が行われた。各分野の質問についてはテーマ別部会で質疑応答を行うこととなった。

③一般意見の聴取・反映について

資料3-1「一般意見の聴取・反映について」をもとに、今までの経緯と今後の課題が説明された後、河川管理者より資料3-2「『河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に対する意見募集等」をもとに現在実施中の説明会等の内容が説明された。その後、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

④原案審議の進め方について

資料4「原案審議の進め方等について」をもとに意見交換が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

⑤テーマ別部会および規約の改正について

資料5-1「テーマ別部会について」および資料5-2「規約の改正について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り決定した。なお、委員長より、「環

境・利用部会は所属委員数が多いので、自然環境・水質・利用の3つの班に分け、部会長代理を2名にしてはどうか」という提案があった。

⑥一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から「説明資料（第1稿）で見直すとされている天ヶ瀬ダムについて、見直しが終了するまで関連工事も中止すべき」「提言をふまえ、余野川ダムで進んでいる関連工事を中止すべきという要望書を国土交通省に提出した。素晴らしい提言が出て、このまま工事が進んでいては意味がない」などの発言があった。

3 主な質疑応答と意見交換

①河川管理者からの説明と委員との質疑応答

河川管理者から資料 2-1「『淀川水系河川整備計画原案』の構成（案）」、資料 2-3-1・資料 2-3-2「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問の回答」を用いて説明が行われた。資料 2-3-1、2-3-2については、全体に関することを中心に回答が説明され、その後、委員から主に回答に対する再質問や確認が行われた。各分野の質問についてはテーマ別部会で質疑応答を行うこととなった。

○主な質疑応答

- ・ 質問1に関連して、通常は、河川整備基本方針（以下、基本方針）を策定し、これにもとづいて整備計画原案をつくり、流域委員会で審議するという流れだが、本流域委員会では、基本方針にかかわる部分についても審議しているという理解でよいのか。（委員長）
 - 本流域委員会での審議を受けて、整備計画の方向性がある程度煮詰まった時点で、それを踏まえて、基本方針が策定される予定となっている。整備計画は今後20～30年で実施される河川事業の全てを示したものであるため、整備計画について議論して頂ければ、それに沿った基本方針ができると考えている。（河川管理者）
 - 法的には基本方針を受けて整備計画が策定される流れになると思うが、本流域委員会が基本方針にも関わっている点は非常に評価できていると思っている。（委員長）
- ・ 質問2への回答として「運用を検討する」とあるが、試験運用の実施も含まれていると考えてよいのか。
 - 当然、試験運用の実施も含めて検討する。（河川管理者）
- ・ 質問4に関連して、各事業費については、「個々の事業の妥当性に対する検討の過程で具体的に提示する」ということだったが、様々な事業が含まれている整備計画においては、個々の事業ではなく、横断的な観点での比較や検討が必要ではないか。概略的なものでよいので、できるだけ早い時期に、整備計画全体を網羅する表のような形で提示して頂ければと思っている。
 - 検討していきたい。（河川管理者）
- ・ 質問4との関係でお伺いするが、河川整備計画（以下、整備計画）については、行政評価法における評価の対象となるのか。また、これに基づくパブリックコメント（意見募集）を実施する予定はあるのか。
 - 整備計画は行政評価法における評価の対象となる。説明資料（第1稿）に記した、整備計画策定後に計画のチェックや見直しを行う組織でパブリックコメントも含めて実

施していきたいと考えている。(河川管理者)

→行政評価法に関する国土交通省の方針としては、各整備局に事業評価監視委員会を設置するという通達が出されている。しかし、河川事業については、流域委員会が組織されている場合、屋上屋を架すことのないように、流域委員会で審議を頂くことになっている。(河川管理者)

- ・質問6に関連して、この質問を出した認識として「開発にともなう補償のあり方が適切でなかったために、河川環境が悪化してきた面もあるのではないか」という思いがあった。先ほどの説明で「環境に対する補償」といったことを話されていたが、この点について、共通の認識を持っていると考えてよいか。長期的な河川全体の自然環境の回復や維持を見据えた補償のあり方を考えたい。

→補償とは関係なく、自然環境の回復が必要だと考えている。その上で、河川整備によって漁業面への影響があった場合の補償等、個々の事例に対応していきたい。両者を整理するのは難しい。(河川管理者)

- ・質問7への回答として、「具体的な施策を行う地点を地図上に落とす」との説明があった。例示されたものは環境情報図が使われているが、環境情報図そのものを大改訂すべきと考えている。地図に落とす場合、現在の環境情報図で代用することなのか。それとも、新たに作り直すということなのか。

→環境情報図で代用できるものではないと考えているので、新たに作り直したい。(河川管理者)

- ・意見12への回答として「環境の修復に生態系の多様性保全の意味も含まれていると判断しています」とあるが、「環境の修復」と「生態系の多様性保全」は必ずしも一致しない。重複するようでも「生態系の多様性保全」を盛り込んだ方がよい。

- ・質問13への回答として、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図るための具体策について、「ダム、遊水地等を含めて複数のケースが考えられますが、今後検討を進める中で複数の代替案を具体的にご説明させていただきたいと考えています」とある。下流部の無堤地区の築堤や堤防補強を行った上で狭窄部を開削するというオプションはあり得るのか。

→狭窄部を開削するとすれば、下流部の対策が完了してからになるが、整備計画の対象が今後20～30年であることを考慮すれば、そういったオプションには疑問符がつくのではないかと考えている。(河川管理者)

- ・質問14への回答として、「関係団体については、特定していない」となっているが、例示的にある程度示すことは可能か。

→特にどこかの団体を特定して考えているのではないという意味である。(河川管理者)

- ・説明資料(第1稿)には、整備計画策定後にチェックや見直しを行う組織として、「今後も流域委員会を継続していく」と書かれているが、これはこの流域委員会が20～30年継続されるということなのか。

→本流域委員会のことではなく、一般的な流域委員会という意味である。(河川管理者)

- ・資料2-3-1の1ページに書かれている社会資本整備審議会についてお聞きしたい。

→従来の河川審議会や道路審議会などの9審議会が統合されたもので、国土交通省設置

法で位置付けられている。河川法の中では、基本方針を策定する時に社会資本整備審議会の意見を聴くことが位置付けられている。(河川管理者)

②一般意見の聴取・反映について

資料 3-1「一般意見の聴取・反映について」をもとに、今までの経緯と今後の課題が説明された後、河川管理者より資料 3-2『河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』に対する意見募集等」をもとに現在実施中の説明会等の内容が説明された。その後、意見交換が行われた。

○主な意見

- ・先日参加した説明会では、文書での質問に対する回答が主で、参加者の生の声を聞くことができていなかった。参加者との質疑応答や意見交換の時間を確保すべき。
- ・テーマ別、年齢別、少人数の対話形式、利害の相反する人たちとの議論など、河川管理者も様々な形での意見聴取を試みて委員会に報告して欲しい。
- ・住民と河川管理者とのやりとりだけでなく、意見を発表された方同士でも意見交換すべき。立場の違う人の意見を知ることで、議論が深まっていくだろう。
- ・沿川自治体に個別に説明をされているとのことだが、自治体によって、参加している部局に偏りが見られる。農林や都市計画関連の部局などにも幅広く呼びかけているのか。
→様々な部局から参加が得られるよう要望は出している。今後、より多方面の部局が参加していただけるのではないかと期待している。(河川管理者)
- ・住民だけが匿名で意見を言うのはおかしい。個人が責任をもって、名前と所属を載せて具体的に意見を言うようにしなければ、同じ土俵で対話はできない。
- ・地域住民に対する説明会では、河川整備によってその地域がどう変わっていくのかを示すなど、その地域の実情に即したわかりやすい説明をお願いしたい。
- ・一般意見の聴取・反映に関しては引き続き住民参加部会で検討し、できるだけ早く河川管理者の参考になる様にまとめて示す必要がある。(委員長)

③原案審議の進め方について

資料 4「原案審議の進め方等について」をもとに意見交換が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。

○主な意見

- ・委員会が提出する意見書はどのようなものか。また、整備計画との関係はどのようなものか。
→意見書は、整備計画原案の内容に対して、主に提言との相違点を検討し、委員会として意見をとりまとめたものだと考えている。(委員長)
→我々は提言を踏まえて説明資料（第1稿）を作成したつもりであり、現在、流域住民、自治体、委員会からの評価を待っている段階にある。頂いた様々なご意見をできるだけ整理した上で整備計画に反映させたいと考えている。(河川管理者)
- ・説明によると、委員会や部会での審議に合わせて、原案も進化していくとのことだが、意見書とりまとめの7月の時点で、すでに流域委員会の意見が十分に反映された原案が

完成となっていた場合、それに対する意見書とはどのようなものと考えればいいのか。

→7月に提出する予定の意見書は、それまでの議論を皆まとめて、意見書の形にする
と考えている。(委員長)

・今後、整備計画原案はどのような内容、スケジュールで示されるのか。

→現在の説明資料(第1稿)を原案と考えてもらって良い。今後、これが第2稿、第
3稿となり、整備計画に到達できると思っている。第1稿に我々が整備計画で考
えている範囲がすべて網羅されている。(河川管理者)

→原案審議では、提言では記述しなかった具体的な事業についての検討が必要である。
例えば、説明資料(第1稿)には「応急的堤防強化延長〇〇km」とあるが、どのよ
うな構造でどのような断面になるのかが具体的に示されなければ、具体的な意見
を出しにくい。今後、より具体的な内容が提示されるのか。

→具体的な事柄については、今後のやりとりの中で示したい。(河川管理者)

→基本的な事項については、今後、河川管理者から具体的に示されることになるが、
細かい部分については個別の事業実施計画段階での話になるだろう。(委員長)

→説明資料(第1稿)では、「検討」「見直し」と抽象的に表現されている箇所が多く
見られるが、原案では検討した結果が示されるのか。また、具体的な事業の是非に
ついては示されるのか。

→説明資料(第1稿)の中で「検討」としている事業について、原案の段階で検討し
た結果が示される事業もあれば、「検討」のままの事業もある。以前ご説明したよう
に、「検討」と記した事業については、「実施」になる段階において、再度、地域住
民や流域委員会に意見を聴いたうえで、整備計画に位置付けられることになる。(河
川管理者)

→「こういう原案が出てこないとならば必要な議論ができない」と委員会や部会が一致した
場合は、委員会の権限として河川管理者に「出さない」と言うべき。そのような
積極的な考え方で今後議論を進めていくことが大事だろう。

→第2稿、第3稿の内容とスケジュールを概略でよいので出してほしい。テーマ別部
会が始まっても今の資料では提言と同じ程度の議論しかできないと思う。

・現在もダムに関連工事が進行中だが、ダムの見直しについて審議している間も継続して
工事が行われるのか、結論が出るまで待機するのかなどについても、第2稿、第3稿の
中で示されるのか。

→ダム以外の事業も含めて、以前の委員会で、「この流域委員会の審議中には、新しい
段階には入らない」と説明したとおり、その範囲内での工事が行われている。ダム
計画については、水需要の精査確認を行って、できるだけ早い段階で示したい。(河
川管理者)

・ダムについて、意見書とりまとめの目標としている7月までに結論が出るのか。

→ダムについては、できるだけ早く示したいと努力しているが、5つあるダムでそれ
ぞれ状況が異なるということもご理解頂きたい。(河川管理者)

・説明資料(第1稿)を見ると、例えば水需要管理について、こちらが提言で示したこと
と同じ意味合いの言葉を使っているが、内容が違う印象を受けた。水需要管理に限ったこ

とではないが、提言に書かれている理念を河川管理者が具体化する時点で、ズレが生じているのではないかと懸念している。理念形と具体的な施策との整合を各部会で議論して頂きたいが、2ヶ月間で具体的な資料やデータを用いた審議を行って結論が出せるのか、心配だ。

→必要な資料を河川管理者に要求するなどして、テーマ別部会で積極的に議論して頂きたい。ただし、現段階では決定できないことも多くあるため、整備計画策定後のフォローのための委員会で継続して検討すべき課題として残しておくことも含めて、様々な検討を行って頂きたい。また、7月までに意見書をまとめる予定となっている。これは目標であり、延びる可能性も考えられるが、余り延ばさず集中的に進めたい。(委員長)

④テーマ別部会および規約の改正について

資料5-1「テーマ別部会について」および資料5-2「規約の改正について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われ、「1. 決定事項」の通り決定した。

○主な意見

- ・住民参加部会と治水部会を兼務している人がいない。必要ではないか。
→所属していない部会にも参加可能であり、必要に応じて部会長が出席を要請することもできる。心配する必要はないと考えている。(委員長)
- ・3月27日は2部会ずつ同時開催の予定となっているが、複数のテーマ別部会に所属している委員がいずれの部会にも参加できるように配慮して頂きたい。

※委員長より、「環境・利用部会は所属委員数が多いので、自然環境・水質・利用の3つの班に分け、部会長代理を2名にしてはどうか」という提案があった。

⑤一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名から発言があった。主な意見は次の通り。

- ・説明資料(第1稿)で見直すと言われている天ヶ瀬ダムの再開発について、集中的に議論して頂きたい。また、見直しを終了するまで、現在も進行中の関連工事を一旦中止すべきだ。
- ・先日、提言をふまえ、余野川ダムで進んでいる関連工事を中止すべきであり、この点に関してお返事を頂けるよう、国土交通省および猪名川総合開発工事事務所に要望書を提出した。後日、猪名川総合開発工事事務所からホームページ上で回答させて頂きたいとお返事を頂いたが、きちんと文書にてご回答頂きたいと思う。素晴らしい提言が出て、関連工事が進んでいては意味がない。

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第1回環境・利用部会（2003.3.8開催）結果概要（暫定版）

03.3.26 庶務作成

開催日時：2003年3月8日（土） 16:30～18:40

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員22名、他部会委員2名、オブザーバー1名、河川管理者18名、一般傍聴者61名

1 決定事項

- ・ 環境・利用部会の部会長代理として中村委員が決定した。
- ・ 短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定し、リーダーとメンバー構成が以下の通りに決定した。なお、欠席された委員（下線の委員）については、後日、所属について確認した上で最終決定とする。
自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、長田委員、松岡委員、吉田委員、鷺谷委員
- 水 質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員
- 利 用：榎屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、榎村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員
- ・ 次回の部会（3/27）は当初部会が予定されていた時間（15:30～17:30）の前半2／3で検討班を開催し、後半1／3で第2回部会を開催する。それまでにリーダーを中心に各担当分野について班毎に検討内容を詰めておく。
- ・ 4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。

2 審議の概要

① 部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつ及び委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

② 部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」、資料2補足「環境・利用部会の今後の進め方（案）」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュール、検討班の設置等について説明が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

③ 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「説明資料（第1稿） 質問の回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの環境及び利用に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な質疑応答と意見交換」を参照。

- ④ 一般傍聴者からの意見聴取
一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な質疑応答と意見交換

①部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」、資料2補足「環境・利用部会の今後の進め方（案）」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュール、班分けなどについて説明が行われ、上記「1. 決定事項」のとおり承認された。主な意見は次の通り。

○主な意見

- ・ダムについては検討班を別に設けてはどうか。自然環境班の中に含めると議論が散漫になる恐れがある。
 - ダムは社会的反響が大きく、提言の中でも象徴的に扱われがちな問題だが、特にダムを扱う部会がない今の体制では十分な審議ができない危惧がある。せめて部会でダムのみ議論する場を1、2回設けてはどうか。
 - 各検討班での議論において、1回はダムとの関わりに限定して議論してはどうか。
 - ダムは全体に関係する問題なので、まず各班がそれぞれの視点で議論して部会でその結果を持ちより審議してはどうか。最終的には委員会で他部会からの意見も含め総合的に議論される。（部会長）
 - 検討班及びこの部会では、ダムも川も含めて示された整備計画の内容が自然環境の復活や再生の方向に合っているかをチェックすることがポイントになる。（部会長）
 - ダムの問題を含め、この部会だけでは完結しない問題は多い。どこまで議論できているのかをきちんと整理して委員会に持ち込むことが重要である。
 - 各部会でそれぞれに議論した場合、後に整合性の問題が出てこないか。議論を共有できる場をつくりながら審議を進めた方が良い。部会によって違った意見が出てしまうことを心配している。
 - 委員会が1月に提示した提言が大前提としてあるので、考え方が大きく違ってくることはないはずだ。またテーマ別部会で議論された内容は、その後、地域部会の視点で議論される。（部会長）
- ・メーリングリストをつくるなど、班のメンバー同士が双方向で議論できるよう工夫してほしい。

②河川管理者から、資料3-2-1「説明資料（第1稿） 質問の回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの環境及び利用に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見と質疑応答は以下の通り。

○主な意見と質疑応答

- ・琵琶湖の水位の試験運用について、制限水位は変えずに、制限水位に至るまでの水位の

移行パターンのみを変えろというやり方（資料 3-2-3（環境・利用部分の 16 頁））では、現在指摘されている魚類の産卵への影響等に対する効果は上がらぬと考えられる。現行の法律の下での難しさは承知しているが、検討課題として、洗堰操作規則変更以前に戻すことも視野に入れるべき。

→資料 3-2-3（環境・利用部分の 16 頁）は、制限水位がある場合、そこに至る下げ方の改善を図ることを目的とした試験運用のイメージとして紹介した。琵琶湖の水位低下の頻度が高くなっていることに対しては、制限水位の高さやその時期（6 月 15 日）の変更も検討の対象になると考えている。その際には、治水上のデメリットを含めた検討や関係者との調整が検討過程や試験運用の実施において必要である。

（河川管理者）

- ・琵琶湖について、地下水の調査研究を進めることも、瀬切れなど河川環境の改善につながる可能性がある。水の循環系を変えることによる弊害についても検討が必要だが、上流で浸透流として地下に入る水を地表に戻すことなども含め、総合的な検討をしていただきたい。

→河川の縦横断方向の連続性の確保と回復の観点からも流水の回復は大変重要だと認識している。地下水の流れを変えた場合の影響などを含めた検討が必要と思っている。（河川管理者）

→地下水の問題は様々なものを含んでいる。データも十分でないため、今後もデータを集めていく必要がある。（部会長）

- ・資料 3-2-3（環境・利用部分の 13 頁）に家棟川ビオトープの試験施工という説明があったが、どういうものを指してビオトープといわれているのか教えていただきたい。淀川で穂谷川の合流点につくられているものを見たが、ビオトープという言葉の使い方に疑問がある。

→厳密な定義を持っているわけではない。穂谷川の合流点では、横断方向の修復の一部として単調だった地形を従来の河原により近い複雑で多様な状態にすることで自然に川の生物などが生息することを期待し、あえて植物を植えたりはしていない。

（河川管理者）

→家棟川では積極的に人の手を入れる考え方で、植物などを植えている。（河川管理者）

→家棟川の事業は、全く植物がないところに土を盛り水路を作り湖岸に生育するような植物を植えて、人が手伝いながら自然度の高いビオトープをつくることを目指した試験的なものである。

- ・説明資料（第 1 稿）の 5 章で様々な事業名や地名が記載されているが、実際にどのようなことが行われているのか実情がわかるような説明がほしい。

→5 章で記されている全事業について具体的な整備内容を記した個票（資料 3-2-3 の環境・利用部会部分の 22 頁以降に一部掲載）を作成中であり、でき次第、委員宛に送付したい。（河川管理者）

- ・意見 No. 61 への回答によると、河川敷のグラウンド等や河川公園は法律に基づく指定や国の許可を受けているようだが、河川公園やグラウンド、ゴルフ場などが高水敷に設けられるようになった経緯を教えてください。
 - 昭和 40 年に河川の高水敷をスポーツ施設等で有効利用しようという決議が国会でなされたことを受けて、国営公園事業という制度に基づき淀川でも河川敷の公園の整備が進められてきた。法律的には都市公園法に基づいている。ゴルフ場については、大阪府が管理していた昭和 30 年代に占有の許可があり、昭和 39 年新河川法のもと国が引き継いだ。一部の人のみの利用にならないよう公共化したり、また面積も縮小してきている。(河川管理者)
- ・ダムに関する回答の説明がなかったが、他の部会で説明されたのか。
 - ダムについては、再編に関する説明は治水部会で行ったが、環境に関係する部分はこの部会で説明すべきだった。回答内容は配布資料に記しているのでもちを参照頂き、改めて説明が必要な場合にはまた説明させて頂きたい。(河川管理者)
- ・治水の部分(資料 3-2-3 の治水部会部分の 20 頁)で、応急的な処置が必要な堤防については堤防上の道を舗装し中にブロックを入れるといった工法が紹介されているが、治水面ではそれでよくても、環境や利用の面ではどうなのか。利用面で言えば、堤防の土道を多くの人がウォーキングなどに利用されているので、舗装してほしくない。この件は治水の観点からだけでなく、環境や利用の面からの検討も必要である。
- ・次回の部会での検討に当たって、資料 3-3 の環境及び利用の該当箇所をご覧頂き、各自で論点を中心に検討しておいてほしい。(部会長)

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第1回治水部会（2003.3.8開催）結果概要（暫定版）

03.3.26 庶務作成

開催日時：2003年3月8日（土） 10:00～12:00

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員12名、他部会委員2名、河川管理者21名、一般傍聴者85名

1 決定事項

- ・治水部会の部会長代理として森下委員が決定した。
- ・今後の開催日程として、4月中に1～2回程度部会を開催する方向で日程調整を行う。
- ・次回の部会では、提言と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料）を比較し、提言内容が反映されていない点や抜けている事項、具体化すべき事項などについて審議を行う。委員は次回の部会（3/27）で検討すべき論点に関する意見を3/21頃までに庶務へ提出する。

2 審議の概要

①部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1 決定事項」参照。

②部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要（暫定版）」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われた。今後の部会開催について、上記「1 決定事項」の通り決定した。

③説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問と回答」、資料3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問があり、意見交換が行われた。主な意見については、「3 主な意見交換」を参照。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「基本高水流量が算出された論拠にまで踏み込んだ議論をお願いしたい」といった発言があった。

3 主な意見交換

①説明資料（第1稿）に関する意見交換

河川管理者から、資料3-2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』質問と回答」、資料3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、委員からの治水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、河川管理者の説明に対して、委員からの追加質問

問があり、意見交換が行われた。

- ・塔の島の流下能力向上のための整備として、護岸工事と橋架の付け替えが説明されていたが、この整備でなぜ流下能力が向上するのか。

→護岸工事は河床掘削の準備のために実施しているが、現在のところ、河床掘削工事は行っておらず、流下能力は向上していない。また、河床掘削の実施の時期については、天ヶ瀬ダム再開発の見直しや下流の堤防強化の状況を踏まえて検討する。(河川管理者)

- ・ハザードマップは周辺住民への周知徹底が重要だ。川西市の場合、約5年前に配布されたきりになっている。国の直轄管理区間についてはハザードマップが公表されているが、猪名川の川西市地域は県の管理であり、実際にどこまでマップ作成が進んでいるのかよくわからない。事態の改善をお願いしたい。

- ・資料 3-2-3 治水部会-7 頁に記載されている大阪地下街の地上への階段数だが、感覚的に少ないような気がする。すべてチェック済みなのか。

→確認する。(河川管理者)

- ・資料 3-2-3 治水部会-23、24 頁に記されている、狭窄部上流の水位低下と下流の流量の影響についての説明図は、水位と水量が混在していたので、整理した方がよいのではないかと。

- ・ハザードマップが公表されたことにより、土地利用にどのような変化があらわれたのか、既に公表されている地域について事例のデータがあれば、紹介して頂きたい。

→最も早くできたものでも3年前でありデータはない。おそらく、実態としては、マップが公表されたことによって土地利用が変化した例はないのではないかと。今後は、水害ポテンシャル低減協議会において、議論し実行に移していきたいと思っている。(河川管理者)

- ・資料 3-2-3 治水部会-4 頁の水田の貯留機能について、「水田への貯留の可能性・実効性については調査が必要」とあるが、水田・畑地の貯留機能そのものの有効性が未知数でありそれについて調査が必要という意味なのか、それとも有効性のある地域とそうでない地域が混在しているために調査が必要という意味なのか、整備局管内の水田・畑地についてまだよく分かっていないということなのか。

→流出モデルには水田・畑地の貯留効果が組み込まれているが、例えば、洪水期の前に水田の水位を落として出水に備える、あるいはあぜ道を高くして貯留量を増やすなどの対策については考慮されていない。現在、それらの手法の可能性・実効性が担保されておらず、また、営農法上、実際に可能なかどうかともわからないので、調査の必要があると考えている。(河川管理者)

→調査研究は今後も続けられていくのだろうが、我々が作成しようとしている河川整備計画に、水田を治水設備として組み込むことは無理ではないか。無理ならば、明確に述べた方がよい。

→正常に農業がなされている水田と休耕田は分けて考えるべきであり、休耕田にどの程

度の治水能力を持たせるかが問題だろう。将来的に休耕田となる面積を踏まえた上で、考えていくことが大事なことはないか。

→河川管理者の説明は、従来は河川管理の範囲外のことだった水田・畑地を、今後、積極的に治水面で利用できるかどうかを検討していきたいという内容だと理解した。(部会長)

・河川環境の保全・復元のためには、水や流砂の連続性の確保が重要になってくるが、これまで以上に砂を流せば、河床が変動し、抵抗も増して水位も変動する。こういったことを考慮して、今後の治水を検討して頂きたい。

・狭窄部の開削やダム建設は、本来は人間のどういう生活をどう守るかという課題をクリアするための手段に過ぎず、手段を変えたからといって、本来の目的が達成できるということではないはずだ。今後の治水を考える上では、技術では解決できないそういった課題をどう解決していくかが重要。従来とは違う切り口の治水を考えていかなければならない。

→委員会では、現状のどこに課題があり、今後どうしていくべきかという問題意識を持って議論を重ねてきた。その結果が、提言に記されている「破堤による壊滅的被害の回避」や「狭窄部上流部における浸水被害の軽減」という内容になったと考えている。単に手段の話ではなく、どういう問題意識を持ちどうするのかという議論を積み重ねたと認識している。(河川管理者)

・応急的堤防強化について説明されているが、これは従来と同じ手法であり、提言にある「超過洪水・自然環境を考慮した治水」を実現できないのではないかと。提言では治水の理念転換をうたっているが、説明資料(第1稿)の内容は従来の治水の延長線上にあるように感じられる。提言を受けてどこがどう変わったのかを示すなどして、わかりやすく説明してほしい。(部会長)

→様々な堤防強化を考えていかなければならないと思っている。本日の説明内容は、現状の技術で可能な範囲で示したものであり、一方で、河川環境に影響のない方法やより安全度の高い方法を検討、試験施行していかなければならないと思っている。(河川管理者)

→河川管理者は、時間、予算、環境への影響などを考慮してある程度シナリオをつくり、提言で述べていることが本当にどこまで実行可能なのかを具体的に示さなければならない。何に対しても「検討したい」と答えていては、審議が進まない。

→一度、環境という要素を横に置いて、「治水だけを考えた場合にも、このような転換が必要」ということを明言すべき。それと同時に「河川環境の重要性を考慮することによって、このような転換が必要」という内容と併行して考える必要がある。

・本日は委員からの質問や意見に対して回答を頂いたが、一般の方々からも様々な質問や意見を頂いている。今後、これらにも答えて頂くようお願いしたい。(部会長)

→説明資料の第1回目の住民説明会がほぼ終了したが、頂いた質問全てに対して、ホームページで回答していきたいと考えている。この回答を委員会の場において説明する

ことも可能だと思っている。(河川管理者)

- ・説明資料(第1稿)について、委員が個人的に詳しく知りたい箇所がある場合、河川管理者に説明をお願いすることは可能か。(部会長)

→委員会の場ではもちろん、委員会以外においても河川管理者がお伺いして応えていく。

(河川管理者)

- ・市民には、河川管理者が当然だと考えていることが伝わっていない。例えば、越流すると堤防が壊れてしまう事実や高い堤防がかえって被害ポテンシャルを高めていること、狭窄部を持つ河川の恐怖などを市民にきっちりと説明する必要がある。

→ご指摘の点に関しては、説明資料(第1稿)の説明会で住民の方々に説明してきたが、確かに河川管理者と住民の方々の間には考え方や言葉のギャップがあり、理解し合えなかった部分もある。今後も引き続き住民説明会を開催し、平易な言葉や図表などを用いてわかりやすい説明を行っていききたい。(河川管理者)

→大人だけではなく、関心を持った子どもたちに河川のことを伝えていく努力も必要だ。

→次の世代を担う子どもたちに河川のことを理解してもらわなければ、どれだけ素晴らしい河川整備計画を作ったとしても、うまく引き継ぐことができないだろう。説明資料は、大人でもわかりにくい点が多く、まして子どもには、まったくわからない内容となっているため、小学生高学年にも理解できるような資料の作成も検討している。

(河川管理者)

→一般の方から委員会に寄せられている意見の中で、「委員会は治水を軽視しているのではないか」という意見がある。委員会は、治水をレベルアップするための方策を検討しており、決して治水を軽視しているつもりはないが、一般の方の中には誤解されている方もおられる。委員会も、よりわかりやすい説明をしていく責任があるだろう。(部会長)

②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者1名から発言があった。

- ・基本高水流量がどのような論拠に基づいて算出されたのかにまで踏み込んだ審議をお願いしたい。

→基本高水流量に対応した治水整備を行っていく従来の手法は、法律に基づいたものであり、簡単には中止できないだろう。しかし、委員会は超過洪水を考慮した治水計画を提言しており、ご指摘の点は常に意識して委員会の立場から議論していきたい。(部会長)

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第1回 利水部会（2003.3.8開催）結果概要（暫定版）

03.3.24 庶務作成

開催日時：2003年3月8日（土） 13：30～15：30

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員11名、他部会委員3名、河川管理者18名、一般傍聴者76名

1 決定事項

- ・ 利水部会の部会長代理として榎村委員が決定した。
- ・ 各委員は、3/21までに提言および説明資料(第1稿)の利水部分をもとに、本日の資料3-3を参照のうえ、利水に関する論点および具体的な実現方法についての意見を提出する。
- ・ 河川管理者は、次回部会（3/27）までに、水需要に関する何らかのデータを用意する。
- ・ 利水部会を4月中に2回程度開催する。

2 審議の概要

① 部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

② 部会での検討事項およびスケジュール

資料1「淀川水系流域委員会 第18回委員会 結果概要(暫定版)」、資料2「テーマ別部会について」をもとに、今後の部会での検討事項やスケジュールなどについて説明が行われ、上記「1. 決定事項」のとおり決定した。

③ 河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者より、資料3-2-1「説明資料(第1稿)質問と回答」、3-2-3「委員からの質問と回答」を用いて、「説明資料(第1稿)」への委員からの利水に関する質問と意見に対して回答があった。その後、進め方について委員による意見交換が行われた。

○主な意見は「3 主な意見」を参照。

④ 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者1名より、「河川管理者が水需要の精査をされている、とのことだが、各自治体の予測などまでしっかり踏み込んで精査をお願いしたい。また、委員会では渴水（特に平成6年の渴水）について議論すべき」との発言があった。

3 主な意見

① 河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

河川管理者より、資料3-2-1、資料3-2-3を用いて、「説明資料(第1稿)」への委員からの質問に対する回答について説明が行われ、その後、委員による意見交換が行われた。

○ 主な意見

<議論の進め方について>

- ・ 議論の進め方として、河川管理者との質疑応答をする前に説明資料（第1稿）に関してそれぞれ委員が感じていることを話し合い、考えや認識を共有したほうがよいのではないかと。特に水需要管理という言葉のイメージを委員間で統一する必要がある。
 - 賛成する。提言の中には不十分と感じる部分もあるので、委員のもっている問題意識から意見をまとめていくことが大事だと思う。
 - 利水については、委員間において、大枠では「水余り」という共通認識ができてきたと思うが、それを展開していくにあたっては、慣行水利権など難しい問題があるため、ここでもう少し議論を深めておいたほうがよいと思われる。河川管理者から提出される予定の水需要の精査が、今後どんな形で出てくるかにも関わってくる。
 - 提言に掲載している利水の理念転換に賛同するのか、本当に実現できるのか、河川管理者からみた「提言」への意見を聞かせてもらいたい。実現できることとできないことの整理から始めた方がよい。
- ・ 水需要管理に至るまでには何段階かのレベルがある。第一は、今より一歩踏み込んで水需要の予測を見直すことと、次に平時からの利水者間の取水調整、さらにはベネフィット（便益）に応じた利用であり、本当に水需要管理を行うには、そこまでいかなければならない。そうすると、水需要管理を実現させるためには、協議だけではなくコスト／ベネフィットを考慮した経済的手法（料金政策など）を取り入れる必要がある。最終的な水需要管理へ到達するためのステップも含めて計画に盛り込まれた方がよい。
 - 水需要管理というのは国土交通省だけでできることではないので、段階を踏んで考えていくべきだ。大事な論点としては、水需要精査・確認の方法や問題点の洗い出し、水需要に関する合意形成のシステムをどのようにつくるか、水の再利用や雨水利用など水需要を減らすための方策が挙げられる。
- ・ これまで水の供給管理を主として行ってきた河川管理者が、これから水需要管理の立場でどのような業務を行っていいのか、行おうとしているのか、その部分から議論すべきではないかと。
 - 回答となっているかどうかかわからないが、提言の受け止め方としては、水需要管理を川との関連でとらえ、水需要そのものを減らすのではなく、川からの取水量を減らすことと捉えている。提言の中には、供給量の変動が視野として入っていないこと、水需要の精査・確認の中で用途転用として工業用水も対象として考えられることなどを考えている。また、料金政策による需要の抑制等は、河川管理者に提言されても難しいのではないかと感じている。（河川管理者）
- ・ 水を供給している立場の人に、水を売るなど言っている点で、水需要管理は矛盾したことを要求している気がする。地域住民は、水をできるだけ節約したいという気持ちを十分に持っている。供給側の立場の方が認識を少し変えていただくと住民も節水に取り組みやすくなるのではないかと。
 - 我々は、「水を売るな」と言っている訳ではない。供給側の立場から需要管理を考えて欲しいと提言している。できることには限界があるが、どうしていけば需要管理が実現できるかというところから、我々は議論すべきである。
- ・ 提言は、大きな理念転換と考えられる施策を並べたもので、どこが、どのようにやるのか

を考えていない。そのため、今後はどこがやるのかなど意見を具体化すべき。次の部会までに、皆で考えて部会で出し合ったらどうか。

→利水の問題を解決するにあたっては、行政にも住民にもそれぞれの役割があり、行政にも自治体と国で役割がある。国土交通省だけではできないことも含めて議論を行い、どのようなところと連携する必要があるのか、どのような働きかけができるのか、話し合う必要がある。

- ・河川管理者は、水需要の予測データをできるだけ早く出してほしい。提言内容についてできないことや、その理由を教えてほしい。部会ではそれを参考に、誰がどうしたらよいか実現方法について議論をする必要がある。

<資料について>

- ・資料 3-3 には、委員会で一番問題となったダムに関する論点が抜けているのではないか。
- ・資料 3-2-3 と説明資料（第 1 稿）5.4 利水（3）の農業用水の慣行水利権について、「法定化」と書かれているが、農業用水は既に法定化された権利なので、修正すべきではないか。誤解を招く恐れがある。

② 一般傍聴者からの意見聴取

傍聴者 1 名から、発言があった。

- ・河川管理者が水需要の精査をされている、とのことだが、各自治体の予測などまでしっかり踏み込んで精査をお願いしたい。また、委員会では渇水（特に平成 6 年の渇水）について議論すべきである。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

第1回 住民参加部会（2003.2.24開催）結果概要（暫定版）

03.3.26 庶務作成

開催日時：2003年2月24日（月） 17：30～20：00

場 所：大阪ガーデンパレス 2階 芙蓉の間

参加者数：委員14名、他部会委員3名、河川管理者19名、一般傍聴者60名

1 決定事項

- ・ 住民参加部会の部会長代理として嘉田委員が決定した。
- ・ 整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言 030117版の別冊）は、現在休止中の一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出する。作業部会の会議には上記メンバー以外の委員も参加可能とする。
- ・ 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」（以下、説明資料）については、「4.1 計画策定・実施のあり方」「5.1 計画策定・推進」は全委員が、「河川環境」「治水」「利水」など各分野における住民参加のあり方については、それぞれ担当委員が次回部会までに意見を提出する。担当は、各委員からの希望をもとに、部会長・部会長代理が調整のうえ、決定する。

（なお、部会終了後、部会長と部会長代理の相談の結果、第2回部会(3/27)以降、第20回委員会(4/21)の間に、1～2回部会を開催する方向で日程調整を行うこととなった。）

2 審議の概要

① 部会長からのあいさつ及び委員の紹介

部会長あいさつおよび委員の紹介が行われ、部会長代理の選出が行われた。上記「1. 決定事項」参照。

② 部会での検討事項およびスケジュール

今後の部会での検討事項やスケジュール、役割分担等の議論が行われ、上記「1. 決定事項」のとおり決定した。

○主な意見については、「3 主な意見」を参照。

③ 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

3 主な意見

<部会の検討事項・審議の進め方について>

全体的な部会の審議の方向性について、主に下記意見が出された。

- ・ この部会で検討すべき事項は2つある。1つめは整備計画案策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言。2つめは、整備計画原案の住民参加に関する部分についての検討。このうちどちらを優先するのか、又は並行して行うのかを決める必要がある。

<整備計画案策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映についての具体的な提言について>

上記のとりまとめに関し、今後すべきこと、作業の進め方について、主に下記意見が出された。

- ・ 参考資料1「住民意見の聴取・反映に関する提言(素案 021101 版)」の「3-2 河川整備計画策定時」を詳しく具体的に検討し、提言としてとりまとめる必要がある。その際、住民意見の聴取として考え得る手法は多くとも、実際に可能なものはそう多くない。まずは様々な意見聴取の方法を情報収集し、そこから現実的に可能な方法を検討していけばよい。
 - 住民参加や意見聴取の先進地区である関東での取り組み例や、興味深い博士論文などをもっている。参考になると思うので後日この場に提供したい。
 - 情報収集はもちろん必要だが、日本では流域委員会で提示した提言の内容に対し実際に参考になるほどの住民参加の例はないように思う。それよりも、委員が現場に出向き住民参加の実態を認識しながら進めていく必要がある。
 - 確かに実際に現場に赴き生の意見を吸い上げるシステムをつくっていくことは必要だ。今後様々なパターンで試行を行っていけばその中から使える手法がでてくる可能性もある。しかし、これは時間がかかることなので、その結果を待っているだけでは検討を進められない。随時成果を審議に反映していけばよい。(部会長)
- ・ 本部会のなかの一般意見聴取WGメンバーが中心となって、次回部会までに素案をとりまとめほしい。(部会長)

<原案の検討について>

現在河川管理者から提示されている説明資料(第1稿)の検討の進め方について、主に下記意見が出された。

○ 進め方について

- ・ 河川管理者の今までの経験から具体的な住民参加の事例を分野別に出していただき、委員からの情報提供とともにそれらを審議してはどうか。
- ・ 第一義的に検討すべき項目として、総論にあたる説明資料(第1稿)の4.1と5.1(計画策定・推進)があり、各論といえるその他の個別分野も住民参加の視点から検討することが示唆されているが、これら全てをこの部会で検討すべきなのか。
 - たとえば説明資料(第1稿)で設置を提案されているさまざまな協議会に関してなど、住民参加に関わる問題が各部会においても検討されるはずなので、住民参加部会では全体的な総論を重点的に検討すべきだ。

→総論を書くのは簡単だが、具体的な提案は難しい。各分野、事業ごとに利害関係などの事情は違ってくるのだから、個々の住民参加のあり方を考えてまとめていくべき。具体例をもとに検討することで、全体的なことも見えてくる。整備計画の具体的な内容について河川管理者と意見交換しながら進めていけばよい。

- ・ 分野別の検討の他に、例えば汽水域の領域に関して全ての分野を受け持つ、というエリアに的をしぼった検討の仕方もある。
- 役割分担について
 - ・ 第一義的検討項目である 4.1、5.1 は全委員で考えれば良いが、個別分野を住民参加の視点で検討する部分については、分担を決めて意見を提出した方が効率的ではないか。
 - 分担については、たとえば環境部会と住民参加部会を兼任されている方は環境を担当するなど他のテーマ別部会との兼務状況を考慮して決めた方が良い。
- 住民参加の考え方について
 - ・ 今まで流域委員会では意見聴取として様々な取り組みを行ってきたが、住民参加は意見聴取より大きな概念である。
 - 委員のなかでも住民参加の概念は必ずしも一致していない。認識を統一した上で作業すべき。
 - ・ 環境評価法の住民参加の規定では、説明会と公聴会は分けられている。主に情報提供を行う会と意見を聴く会では性格が違う。説明会をもって住民参加とすることはできない。
 - ・ 住民といっても、関心の高い層から無関心層、利害関係者、有識者、市民団体など多様であり、それぞれ参加の性質が違うので、参加者の類型毎に参加の手法を整理する必要がある。また、集まった住民意見も、利害の対立等が絡み単純には処理できない。これを整理し判断するには、評価手法を知る人材が河川管理者と住民との間に入る必要があり、そのような人材の養成についても考えておく必要がある。
 - ・ 相反する利害が発生する場合の合意形成は、信頼と安心が基礎となるので、河川管理者と住民との間をつなぐコーディネーターの能力や人間性が重要なファクターとなる。

<河川管理者が実施中の意見聴取への助言>

- ・ 現在、実施中なので早めに議論すべき。
 - 提言をとりまとめれば、それに従って具体的に考えられると思うので現段階では特に必要とは思えない。
 - 現在、提案を出せていないので、助言してもよいのではないかと思う。(部会長)
- ・ 先日、河川管理者の住民説明会に参加したが、新しい方針に基づいて説明をされているのだから、もっと理念転換を前面に出すべきと感じた。従来と同様の一方的な説明に終始している感があったが、専門用語を避け一般の人に分かりやすい言葉で伝える／対話の時間を長くするなど、住民に心理的な接近感を与えるような努力が大切である。
 - まだ始めたばかりで不慣れなため至らない点もあったかと思う。本日の意見を参考に改善していくつもりである。(河川管理者)
 - 説明会も新聞に掲載された広告も、形式的なお役所仕事から抜け切れていない印象がある。聴衆に届くような話し方や広告の手段を工夫すべき。

→河川管理者の努力は認めているが、意見を分類して一括して返答するようなやり方は誠意が伝わらない。委員会で行ったような、個々の質問に対応する手間のかけ方や親切さから住民の信頼や安心は生まれるのではないか。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。